

令和元年第7回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和元年7月9日（火曜日）午後1時00分から午後3時30分まで
- 2 場 所 教育長室
- 3 出席者 早川教育長、川島委員、足立委員、横山委員、伊藤委員
- 4 説明のために出席した事務局の職員
田中事務局長、原教育政策参与兼次長、野田次長、
清水次長兼市民体育課長、井上学校教育審議監兼学校指導課長、
深尾教育政策課長、久保田幼児教育課長、川合図書館副館長、
菅沼中央青少年会館長、近藤科学館長、
吉田教育政策課主幹
- 5 職務のために出席した事務局の職員
杉本教育政策課副主査、櫻井教育政策課主任、川那教育政策課主任主事、
山本教育政策課主任主事
- 6 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第3 会議録署名者の指名
 - 第4 諸般の報告
 - (1) 令和元年第3回（6月）岐阜市議会定例会の概要について（教育政策課）
 - (2) 「集まれ！！ぎふっ子 こどもひろば」の開催報告について（教育政策課）
 - (3) 第1回幼児教育セミナーのアンケート結果について（幼児教育課）
 - (4) 科学館で開催されるイベントについて（科学館）
 - (5) 図書館で開催されるイベントについて（図書館）
 - (6) 公立社会教育施設の所管に関する法律改正について（教育政策課）
 - ※(7) 不登校特例校の設置に向けた協議について（教育政策課・学校指導課）
 - ※(8) 岐阜市総合教育会議について（教育政策課）

※ (9) 臨時代理の報告：岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について（社会教育課ほか）

※ (10) 臨時代理の報告：岐阜市教育委員会非常勤嘱託職員の任免について（歴史博物館ほか）

第5 議事

※ (1) 第41号議案 岐阜市青少年会館条例施行規則の一部を改正する規則について（中央青少年会館）

※ (2) 第42号議案 指定管理者の指定を受けようとする団体の非公募について（中央青少年会館）

※ (3) 第43号議案 岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について（社会教育課ほか）

※ (4) 第44号議案 岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について（学校指導課）

第6 その他

※ (1) 岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択について（学校指導課）

第7 閉会

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の報告、議案及びその他は、秘密会形式で審議した

午後1時00分開会

○早川教育長 定刻となりました。本日の出席者数が定数に達し、会議が成立いたしますので、只今から、令和元年第7回教育委員会定例会を開会します。

市政記者クラブより撮影・録音の申し出がありましたので、冒頭部分の撮影、録音を許可します。

7月3日、岐阜市内のマンション駐車場において、市立中学校の男子生徒が倒れているのが発見され、その後、搬送先の病院で死亡するという大変痛ましい事案が発生しました。

若く未来に限りない可能性を持った生徒の尊い命が失われたことは、痛恨の極みであります。世の中にあるすべての悲しみと後悔を表す表現をしてもなお言い尽くせないという心境です。あらためて、亡くなられた生徒のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様には、心からお悔やみ申し上げます。

現在警察による捜査が行われているところですが、いじめを受けていたという情報があり、岐阜市教育委員会としては外部委員で構成する委員会にて調査を実施し、全容解明に努めてまいりたいと考えております。

会議に先立ちまして、男子生徒のご冥福をお祈りし、黙とうをささげたいと思います。

ご起立ください。黙祷。

(約1分 黙祷)

ありがとうございました。ご着席ください。

○早川教育長 前回の会議録は、前回の出席者により承認されました。本日の会議録の署名者には、本日の出席者を指名します。

報道関係者に申し上げます。以降は撮影、録音はご遠慮ください。

それでは、議事日程をご覧ください。本日は、報告が10件、議事が4件、その他が1件となっております。議事日程に、秘密会で審議すべき案件が記載されていますが、このとおりに扱うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

○**早川教育長** 秘密会については、このとおり扱うものとします。それでは、日程第4、諸般の報告にまいります。報告(1)について説明をお願いいたします。

○**深尾教育政策課長** (令和元年第3回(6月)岐阜市議会定例会の概要について説明)

○**早川教育長** 只今の説明について、ご質問や意見はございませんか。

○**早川教育長** ご質問や意見はよろしいでしょうか。それでは次に、報告(2)について説明をお願いいたします。

○**深尾教育政策課長** (「集まれ!!ぎふっ子 こどもひろば」の開催報告について説明)

○**早川教育長** 只今の説明について、ご質問や意見はございませんか。

○**早川教育長** ご質問や意見はよろしいでしょうか。それでは次に、報告(3)について説明をお願いいたします。

○**久保田幼児教育課長** (第1回幼児教育セミナーのアンケート結果について説明)

○**早川教育長** 只今の説明について、ご質問や意見はございませんか。

○**足立委員** 素晴らしい先生によく来ていただいたと思います。様々な方のお名前が挙がっていますが、様々な角度から検討してもらいたいと思います。託児の方法についても改善してもらえればと思います。

○**早川教育長** このセミナーをどのように知ったかというデータはとても参

考になります。今後各課で活かしていければと思います。

○**早川教育長** 他にご質問や意見はよろしいでしょうか。それでは次に、報告(4)について説明をお願いいたします。

○**近藤科学館長** (科学館で開催されるイベントについて説明)

○**早川教育長** 只今の説明について、ご質問や意見はございませんか。

○**早川教育長** ご質問や意見はよろしいでしょうか。それでは次に、報告(5)について説明をお願いいたします。

○**川合図書館副館長** (図書館で開催されるイベントについて説明)

○**早川教育長** 只今の説明について、ご質問や意見はございませんか。

○**早川教育長** ご質問や意見はよろしいでしょうか。それでは次に、報告(6)について説明をお願いいたします。

○**深尾教育政策課長** (公立社会教育施設の所管に関する法律改正について説明)

○**早川教育長** 只今の説明について、ご質問や意見はございませんか。

○**横山委員** この法律改正の主旨はどのようなものですか。教育委員会にとって今回の移管対象になっている事務はどのような位置づけだったのかが問われているように感じます。

○**早川教育長** この法律改正に関わった大学教授の方は社会の生涯学習化を推進することが目的だと仰っていましたが、首長の権限強化が第一の目的だと

感じています。既存の市長部局と連携し、より効果的に活用していくことが目的だと認識しています。

○川島委員 移管の意思決定をするのは教育委員会でしょうか。

○田中事務局長 最終的には市長となるものと考えます。ただし、社会教育施設として移管するため、移管後は教育委員会の一定の関与を必ず認めることが前提となっています。

○川島委員 一定の関与とは具体的にどういったものになるでしょうか。また、仮に市長部局から教育委員会に再び移管することも市長が決定するものなのでしょうか。

○田中事務局長 市長部局から教育委員会に再び移管することも市長が決定するものと考えております。

○早川教育長 関与のありようについては資料下段にお示しのとおりと考えています。

○早川教育長 他にご質問や意見はよろしいでしょうか。それでは以降の報告及び議事は、秘密会で進行いたします。

(以後、秘密会)

○早川教育長 それでは以上で、本日の議事は終了となります。最後に次回の会議の日程を確認いたします。次回は、7月31日水曜日の午後1時30分から行う予定です。詳細は後日、事務局よりご連絡します。それでは以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時30分 会議終了